

# 大野城市防災行政無線戸別受信機貸与要綱

令和 年 月 日

要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等に関する情報を市民等に迅速かつ的確に伝達することを目的とした防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 戸別受信機の貸与の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住居又は事業所等を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に居住しており、かつ、携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末を保有しておらず、緊急情報を取得できない世帯の代表者
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者の属する世帯の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(事前協議)

第3条 対象者は、戸別受信機の貸与を受けようとするときは、次条の規定による申請を行う前に、市長と必要な協議を行わなければならない。

(貸与の申請)

第4条 戸別受信機の貸与を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、大野城市防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、附属設備の設置が必要なときは、申請者及び附属設備の設置場所の所有者の連名により申請書を作成しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を大野城市防災行政無線戸別受信機貸与（不貸与）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(戸別受信機の貸与)

第6条 戸別受信機は、1世帯につき1台を無償で貸与するものとする。

(費用負担)

第7条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、設定に要する費用として、戸別受信機1台につき2,000円を負担しなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から第4条の規定による申請を受けた場合又は既に戸別受信機の貸与を受けている者が戸別受信機の故障等に伴い当該戸別受信機を交換する場合にあっては、この限りでない。

2 戸別受信機の維持管理に要する費用は、借受人の負担とする。ただし、正常な使用状態において故障した場合の修理等に要する費用は、市の負担とする。

3 戸別受信機の受信不良等に伴う附属設備の設置は、市が選定する業者が行うものとし、附属設備の設置に要する費用は、市の負担とする。

4 借受人が戸別受信機(附属設備を含む。)を移設し、又は撤去する場合の費用(附属設備の設置場所の原状回復に要する費用を含む。)は、借受人の負担とする。

(借受人の責任)

第8条 借受人は、戸別受信機の適正な管理に努め、異常を認めるときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 借受人は、貸与を受けた戸別受信機を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(目的外使用の禁止等)

第9条 借受人は、当該戸別受信機を放送の受信以外の目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(戸別受信機の返却)

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく大野城市防災行政無線戸別受信機返却届(様式第3号)を市長に提出し、戸別受信機を市に返却しなければならない。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 戸別受信機が不要となったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。

(設置場所等の変更)

第11条 借受人は、申請書の内容に変更が生じる場合は、速やかに大野城市防災行政無線戸別受信機申請事項等変更届（様式第4号）により、市長に届け出なければならぬ。

（貸与台帳の整備）

第12条 市長は、戸別受信機の貸与状況を明確にするため、防災行政無線戸別受信機貸与台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱第3条の規定による事前協議は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。